

白河市ひと・まち・みらい創造ステーションロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、白河市ひと・まち・みらい創造ステーション(以下「しらふる」という。)のロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ロゴマークは、しらふるへの愛着を高めるとともに、白河市(以下「市」という。)のシティプロモーション及びしらふるの魅力やイメージを広く発信することを目的とする。

(ロゴマークのデザイン)

第3条 ロゴマークのデザインは別図のとおりとする。

(権利)

第4条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に帰属する。

(使用基準)

第5条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 市の信用又は品位を害し、又は害するおそれがあると認められる場合
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合
- (4) 特定の個人、事業者、政党、宗教団体その他の団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業を営むものが使用する場合
- (6) ロゴマークを使用しようとするもの(以下「申請者」という。)(申請者が法人である場合にあっては、当該法人の役員等)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものである場合
- (7) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う団体が使用する場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、その使用が第2条に定める目的に鑑みて不相当であると市長が認める場合

(使用申請と承認)

第6条 申請者は、あらかじめしらふるロゴマーク使用承認申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) しらふるの指定管理者が使用する場合
- (3) 報道機関が報道の目的上正当な範囲内で使用する場合
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

2 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認する場合は申請者にロゴマークのデータを提供する。この場合において、市長は使用にあたり条件を付すことができる。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者にしらふるロゴマーク使用不承認通知書(様式第2号)により通知する。

4 前3項に定める手続は、オンラインにより行うことができる。

5 第1項の規定にかかわらず、申請者がオンラインにより申請する場合は、この要領に定める様式に代えて、同様式と同等の項目を入力する所定のフォームを用いることができる。

(申請内容の変更)

第7条 ロゴマークの使用承認を受けたもの(以下「使用者」という。)が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に報告し、市長の指示に従うものとする。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は、無料とする。ただし、営利を目的として使用する場合において、市長が必要と認めるときは、使用料を徴収することができる。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) しらふるロゴデザインマニュアルに基づき、正しく使用すること。
- (2) 使用承認を受けた内容のみに使用し、市長が付した使用条件に従うこと。
- (3) ロゴマークの使用等に関する権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 市が製造又は販売をする物品等と誤認されるようなロゴマークの使用をしないこと。
- (5) 商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- (6) ロゴマークを使用して作成する物品(以下「物品等」という。)の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要領の規定に違反することがないよう管理及び監督のために必要な措置を講ずること。
- (7) その他各種法令を遵守すること。

(完成品の確認)

第 10 条 物品等は、完成後、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、物品等の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

2 前項に定める手続は、オンラインにより行うことができる。

(使用承認の取消し)

第 11 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消し、使用中及び物品等の回収を命ずることができる。

(1) この要領に違反したとき又は違反することが判明したとき。

(2) 申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が不適切と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者にしらふるロゴマーク使用承認取消通知書(様式第 3 号)により通知するものとする。

3 第 1 項の規定により使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(損失補償等の責任)

第 12 条 市は、ロゴマークの使用に関して生じた損失について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、物品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わない。

3 使用者がロゴマークの使用に際して、故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

4 使用者がロゴマークの使用について、第三者との間に権利侵害の紛争が生じたときは、速やかに市長に通知し、使用者の責任と負担において、その紛争の処理、解決を図るものとする。この場合において、市は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わない。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。